

## 静岡県告示第719号

静岡県財務規則の規定による「かい」及び「指定金融機関等」の指定（昭和39年静岡県告示第204号）の一部を次のように改正する。

令和5年12月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

2③の表静岡県信用農業協同組合連合会の項取扱店舗の欄「浜松支店」及び種別の欄「公金収納店」を削除する。浜松磐田信用金庫の項所在地の欄中「浜松市中区」を「浜松市中央区」に改め、遠州信用金庫の項所在地の欄中「浜松市中区」を「浜松市中央区」に改め、蒲郡信用金庫の項取扱店舗の欄中「静岡県内店舗に限る。」を「〃」に改め、とびあ浜松農業協同組合の項所在地の欄中「浜松市東区」を「浜松市中央区」に改め、三ヶ日町農業協同組合の項所在地の欄中「浜松市北区」を「浜松市浜名区」に改める。

### 附 則

この告示は令和6年1月1日から施行する。ただし、静岡県信用農業協同組合連合会に係る改正規定は、公示の日から施行し令和4年11月25日から適用し、蒲郡信用金庫に係る改正規定は、公示の日から施行し令和5年11月22日から適用する。